

お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関する調停について

1. 調停の相手方

株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク
代表取締役 林 隆志

2. 調停の趣旨

市は、令和3年6月12日から令和4年3月31日までのお茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による補償金として、上記の者に対し補償額を支払い、上記の者はこれをもって、令和3年度本件事業に係るその余の請求を放棄する。

3. 調停案 2,142万4,933円

令和3年6月12日～9月30日

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う不可抗力の対象期間とする。
- ・令和3年9月から令和6年6月の収支平均を算定の基準額とする
- ・芝の修補による影響分として100万円を減額する。

令和3年10月1日～令和4年3月31日

- ・需要変動リスク分担の対象期間とする。

令和4年1月27日～3月21日

- ・飲食を伴う体験事業について宇治市から中止の要請を行っているため、そのキャンセル分は市が負担する。

4. 今後のスケジュール

議決を得た後に、再度、調停にて合意のための手続きを行います。